

平成 11 年 10 月 26 日

## 豊島区、オウム真理教対策について国へ要請

区は、10月26日（火）、オウム真理教に対する対策等を国へ要請するため、法務省、内閣総理大臣官邸、自治省を訪れた。

この要請行動に参加したのは、高野之夫豊島区長、熊崎みどり豊島区議会議員、名取芳治池袋本町オウム対策協議会会長、福壽務豊島区町会連合会会長など合計 20 名。一行は、午後 3 時に法務大臣室を訪れた。高野区長からは、オウム真理教に対する法律の制定などを求める要請書が臼井日出男法務大臣に手渡され、熊崎みどり議長からも同趣旨の議会の決議文が手渡された。また、名取会長からは要請文と署名簿が、福壽会長からも署名簿が大臣に手渡された。

高野区長は「住民は、必死の思いで教団施設の監視を続けています。平和な街を守るため、区としても総力を挙げて取り組んでいるところです。一日も早い法案の成立をお願いしたい。」と述べると、臼井法務大臣は「現在使われている教団施設に対しても、必要な場合は調査できるような実効性のある法整備をしていきたい」と前向きな姿勢で答えた。

区長らは、さら総理大臣官邸および自治省を訪れた。総理大臣官邸では、青木幹雄官房長官に、自治省では保利耕輔自治大臣に、同趣旨の要請書、署名簿を提出した。

※区の要請書等は別紙のとおり。

※署名の名称

対策協議会の署名：「オウム真理教から地域住民の安全と平穏な生活を守るため、  
国の積極的な対応を要請する署名」（696人分）

「オウム真理教の入信勧誘・集会の禁止・拠点造りの禁止及び教  
団を解散させるための法律の制定を要請する署名」（6040人分）

町会連合会の署名：「オウム真理教の入信勧誘・集会の禁止・拠点造りの禁止及び教  
団を解散させるための法律の制定を要請する署名」（86106人分）

**詳細 広報課長**

## 要 請 書

貴台には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、オウム真理教は、昨年8月9日、私どもが住む豊島区の静かな住宅地域にあるマンションに、突如として「新東京本部道場」を開設し、これを信者の修業場・連絡所として利用してきました。さらに、前月30日からは、その中枢機能を「新東京本部道場」に移し、これを新たな教団本部として機能強化しようとする動きを見せております。

オウム真理教は、地下鉄サリン事件、松本サリン事件、坂本弁護士一家殺害事件など、過去に例を見ない凶悪な犯罪事件を組織的に計画して繰り返してきました。しかしながら、今日においても、オウム真理教は、犯罪の首謀者として刑事被告人の身にある者を教祖として崇め、その危険な教義の下に組織を維持強化しようとしており、前月29日の「休眠宣言」においても、一連の犯罪事件について何ら反省や謝罪がないだけでなく、教祖に対する帰依や教義への疑問すら示さず、国民の不安を解消しようとする姿勢は全く認められません。

このような危険な体質を保持しているオウム真理教の拠点施設が地域に存在すること自体、私ども地域住民を耐え難い不安や恐怖に陥れるものであり、まして、その拠点施設の機能を強化しようとすることは、言語道断というほかなく、断じて許すことができません。

私どもは、オウム真理教を退去させて安全で平和な地域社会を取り戻すため、24時間監視活動等昼夜を問わない取組みをしており、さらには、「建物の区分所有等に関する法律」に基づいて訴訟を提起することも予定しております。

しかしながら、私どもや区だけで問題を解決するには、法律的に、経済的にその他様々な面において、あまりにも多くの困難と大きな負担を伴います。

つきましては、私どもが安全で平和な地域社会において安心して暮らすことができるよう、下記の事項について積極的な対応をお願い申し上げます。

記

- 1 オウム真理教の本部、道場、作業所その他の施設の開設の禁止、オウム真理教の宣伝、入会勧誘その他の宗教活動の禁止等オウム真理教の活動が事実上不可能となるような規制を内容とする法律が早急に制定されるよう、努力されたい。

なお、立法化にあたっては、本区の場合のように、新たな法律の施行前にオウム真理教が開設した施設にも実質的に規制が及ぶよう、配慮されたい。

- 2 上記のような法律がない現状においても、現行法令を駆使して、オウム真理教の活動の徹底的な取締りを図られたい。
- 3 オウム真理教の施設又は活動をめぐって地域住民が提起する訴訟について当該地域住民を扶助する制度が整備されるよう、努力されたい。

平成11年10月 日

内閣総理大臣

小 淵 恵 三 様

法 務 大 臣

白 井 日 出 男 様

自 治 大 臣

国 家 公 安 委 員 長

保 利 耕 輔 様

池袋本町オウム対策協議会

会 長 名 取 芳 治

平成 11 年 10 月 25 日

## 豊島区、オウム真理教対策について国へ要請

### (実施時間の変更)

10月26日(火)に実施される、オウム真理教についての国への要請行動の実施時間が変更になりましたので、お知らせいたします。

#### 記

- 1 日 時 平成 11 年 10 月 26 日 (火) **午後 3 時**
- 2 場 所 法務省 法務大臣室
- 3 参加者 高野之夫豊島区長、熊崎みどり豊島区議会議員、豊島区議会議員、オウム対策協議会・町会連合会代表など約 20 名。
- 4 内 容 区が内閣総理大臣、法務大臣、自治大臣の 3 者あて要請文を提出するほか、区議会が決議文、オウム対策協議会が要請文を提出。また、町会連合会は、8 万 6 千人分以上の署名簿を提出。
- 5 取材について  
当日、法務省において取材される場合は、事前に豊島区広報課までご連絡ください。

詳細 総務部総務課長